


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	太田 
【住所又は本店所在地】(3)	東京都大田区東馬込一丁目11番15号
【報告義務発生日】(4)	平成18年8月31日
【提出日】	平成18年9月6日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	エノテカ株式会社
会社コード	3049
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場
本店所在地	東京都港区南麻布五丁目14番15号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エイチ・シー・ビー・シー・エンタープライゼズ・リミテッド (H. C. B. C. Enterprises Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、九龍、ブロードキャスト ドライブ3番地 (3 Broadcast Drive, Kowloon, H. K.)
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和39年5月29日
代表者氏名	George Joseph Ho
代表者役職	Managing Director
事業内容	投資会社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	エノテカ株式会社 取締役統括管理部部長 太田 剛
電話番号	03-3280-3678

(2) 【保有目的】(9)

投資等

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	4, 295 株	—	—
新株予約権証券 (株)	A —	—	F —
新株予約権付社債券 (株)	B —	—	G —
対象有価証券カバードワラント	C —	—	H —
株券預託証券			
株券関連預託証券	D —		I —
対象有価証券償還社債	E —		J —
合計 (株)	K 4, 295 株	L	M —
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N —		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 4, 295 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P —		

【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 月 日現在)	Q 22, 000 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	19. 52%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

・提出者は、日興シティグループ証券株式会社に対し、平成 18 年 8 月 23 日から 180 日間、日興シティグループ証券株式会社の事前の書面による同意なしに、保有株式の売却等を行わない約束を行った書面を平成 18 年 6 月 3 日に提出しております。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	1,001,608
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	1,001,608

Power of Attorney

August 31, 2006

Address or Address of Main Office: 3

BROADCAST DRIVE, KOWLOON, HONG KONG

Name or Corporate Name: H.C.B.C. Enterprises Limited


Name: G. J. Ho
Title: Managing Director

I hereby appoint the person identified below as my attorney and delegate authority to (i) prepare and submit the various reports provided in Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law entitled "Disclosure of Information on Holding Large Amount of Share Certificates, etc.," (ii) send the copies thereof, and (iii) all matters relevant to items (i) and (ii).

1. Address or Address of Main Office of Attorney:

1-11-15, Higashi-magome, Ota-ku, Tokyo

2. Name or Corporate Name:

Tsuyoshi Ota

(end)

(翻 訳)

委 任 状

2006年8月31日

住所又は本店住所： 3
ブロードキャストドライブ、カウルーン、香港

氏名又は名称： エイチ・シー・ビー・シー エン
タープライゼス・リミテッド

氏名： G. J. ホー
役職： 業務執行取締役

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出並びに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は本店所在地
東京都大田区東馬込1丁目11番15号
2. 代理人の氏名又は名称
太 田 剛

以 上

以上正訳致しました。

弁護士 淀 川 詔 子

